

社会資本総合整備計画（我孫子市宅地耐震化推進事業）の
事後評価（案）に係るパブリックコメントの参考資料

令和3年7月

我孫子市市街地整備課

資料一覧

- 資料 1 社会資本整備総合交付金制度の概要
(国土交通省ホームページより)

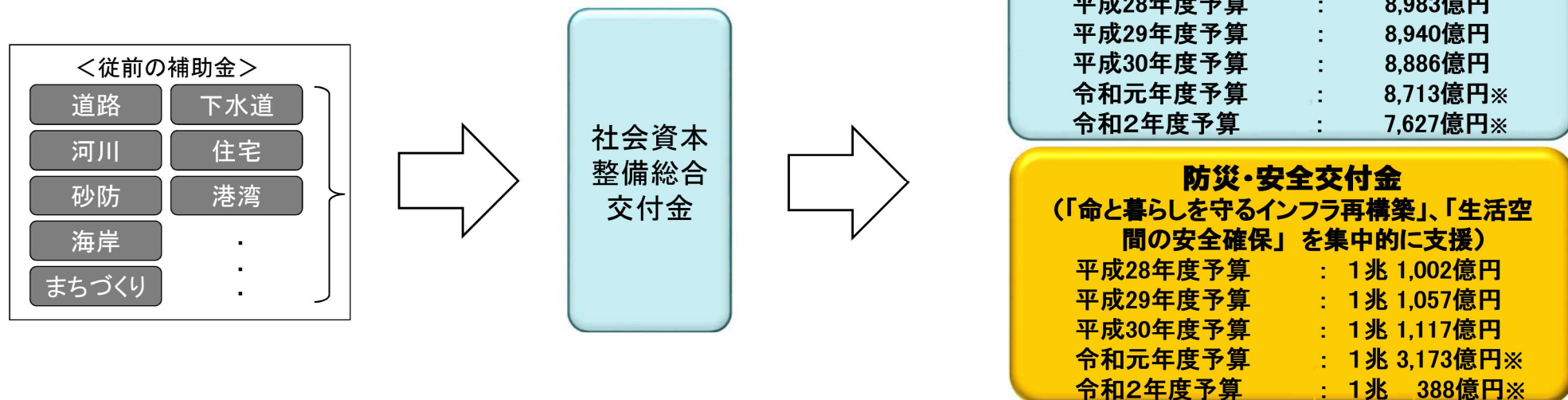
- 資料 2 社会資本総合整備計画（我孫子市宅地耐震化推進事業）

- 資料 3 我孫子市大規模盛土造成地マップの概要

- 資料 4 変動予測調査等の流れ

- 資料 5 我孫子市社会資本総合整備計画事後評価実施要領

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



※臨時・特別の措置を含む。
 ・令和元年度予算 社会資本整備総合交付金:350億円、防災・安全交付金:2,767億円
 ・令和2年度予算 社会資本整備総合交付金:349億円、防災・安全交付金:2,541億円

両交付金の概要

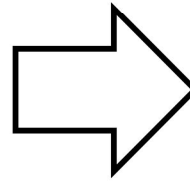
- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3~5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の16事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

効果促進事業

基幹事業

- 道路
- 港湾
- 河川
- 砂防
- 下水道
- 海岸
- 都市公園
- 市街地
- 住宅
- 住環境整備 等

- 計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
- 全体事業費の2割目途

(社会資本整備総合交付金の例)

- ・産業・観光振興等による活力ある地域の形成
例) 都市公園の整備
- 例) 港湾施設の整備



- ・民間投資を誘発する取組
例) PFI等を活用した下水污泥固形燃料化施設等の導入



(防災・安全交付金の例)

- ・インフラ老朽化対策
例) 港湾施設の補修



- ・生活空間の安全確保
例) 子供の移動経路等の交通安全対策



- ・事前防災・減災対策
例) 河川堤防の緊急対策

(社会資本整備総合交付金の例)

- ・アーケードモールの設置・撤去
- ・観光案内情報板の整備
- ・社会実験(レンタサイクル、道路の歩行者優先化等)
- ・計画検討・策定(景観計画、住生活基本計画等)

例) 観光案内情報板の整備



(防災・安全交付金の例)

- ・ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、防災訓練の実施
- ・災害時のための資機材整備(マンホールトイレ、可搬式ポンプ等)
- ・遊具の修繕

例) ハザードマップの作成・活用



例) 防災訓練の実施



社会資本総合整備計画 防災・安全交付金(案)

計画の名称	我孫子市宅地耐震化推進事業（防災・安全）												
計画の期間	令和02年度～令和02年度（1年間）										重点配分対象の該当	○	
交付対象	我孫子市												
計画の目標	本計画は、令和元年度に行われた第一次スクリーニングにより抽出された大規模盛土造成地を計画的かつ効率的に第二次スクリーニングをするための、第二次スクリーニング計画を作成する。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	11	A	11	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
1	第一次スクリーニングで抽出された大規模盛土造成地（94箇所）について、第二次スクリーニング計画を作成する。 第一次スクリーニングで抽出された大規模盛土造成地に対するスクリーニング計画の作成率	0%	%	100%

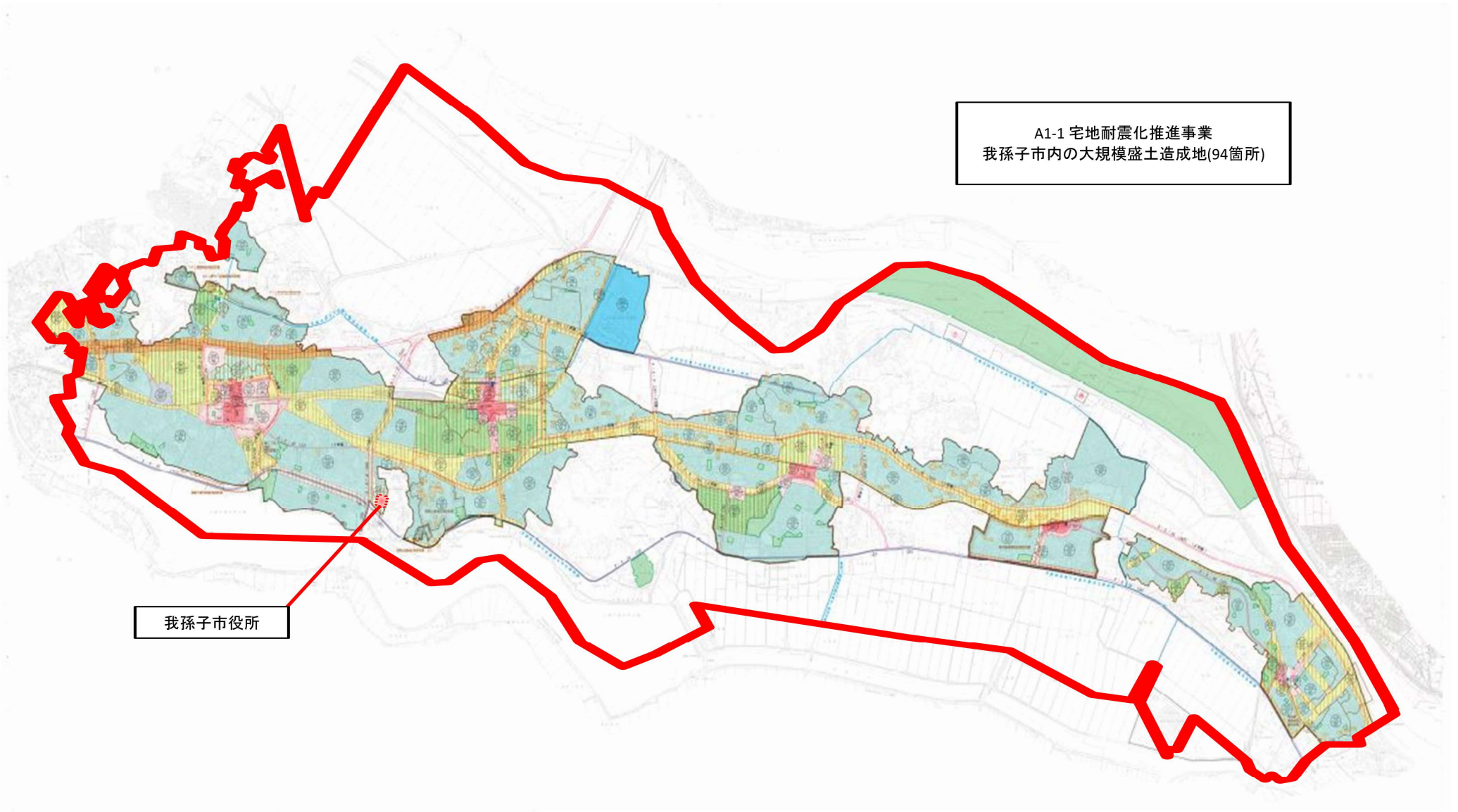
備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---

A 基幹事業

基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R02	R03	R04	R05	R06			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
市街地整備事業	A13-001	宅地耐震	一般	我孫子市	直接	我孫子市	-	-	大規模盛土造成地の変動 予測調査(我孫子市)	第二次スクリーニング計画作 成(94箇所)	我孫子市	■					11	-	
											小計						11		
											合計						11		

参考図面（防災・安全交付金）

計画の名称	我孫子市宅地耐震化推進事業（防災・安全）	交付対象	千葉県我孫子市
計画の期間	令和2年度（1年間）		



我孫子市大規模盛土造成地マップの概要（令和2年作成）

資料3

● はじめに

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震等では、擁壁の崩壊や液状化被害の他、大規模に谷や沢を埋めた造成地で滑動崩落が発生し、住宅や公共施設に被害が発生しました。

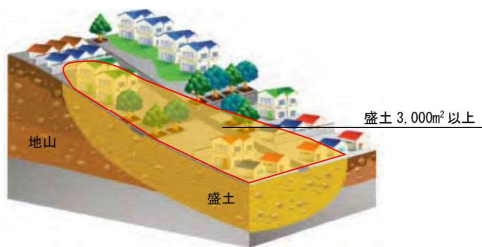
今後、大規模盛土造成地において地震による滑動崩落の発生が懸念されることから、大規模盛土造成地の位置、規模及び種類を調査しました。

● 大規模盛土造成地の解説

国では、下記のいずれかに該当するものを「大規模盛土造成地」と定めています。

【谷埋め型大規模盛土造成地】

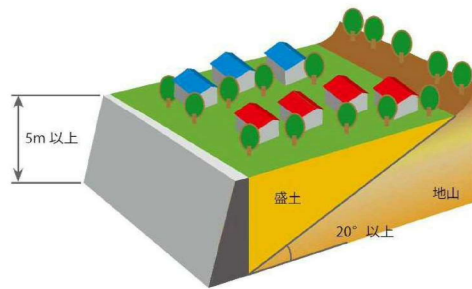
谷や沢を埋め立てた造成宅地で、盛土の面積が3,000平方メートル以上のもの



出典：大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説

【腹付け型大規模盛土造成地】

傾斜地に盛土した造成宅地で、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上のもの



● 滑動崩落の解説

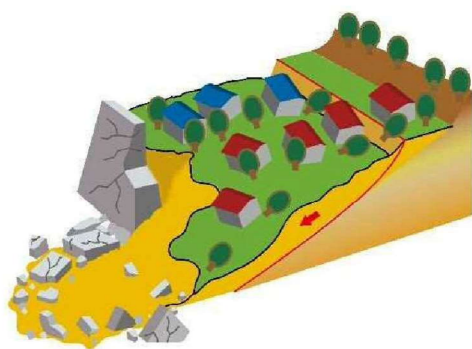
地震発生時に、盛土全体又は大部分が、主として盛土底面部を滑り面にして、斜面下部方向へ移動する現象です。

【谷埋め型大規模盛土造成地：滑動崩落後】



出典：大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説

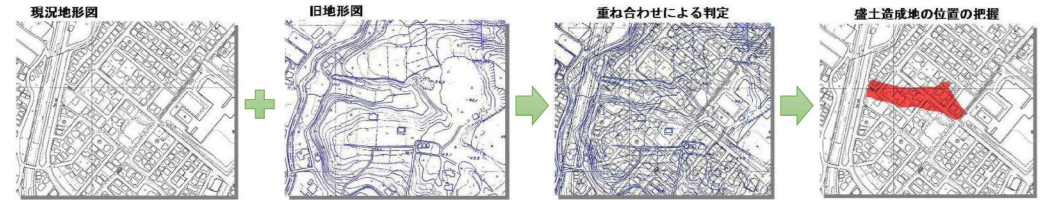
【腹付け型大規模盛土造成地：滑動崩落後】



● 大規模盛土造成地マップの解説

大規模盛土造成地マップは、住民の皆様が大規模な盛土造成地の存在を知っていただくことにより、地域防災に対する意識を高め、災害の防止や、被害の軽減に役立てるために作成したものです。

旧地形図と現況地形図を重ね合わせて、大規模盛土造成地のおおよその位置や規模を抽出し、示しています。



【使用した調査資料】

出典：大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説

- ・旧地形図：国土地理院 1/25,000 地形図（取手・昭和24年、流山・昭和33年、龍ヶ崎・昭和33年）
- ・現況地形図：国土地理院 基盤地図情報 我孫子市（平成19年、平成21年及び平成25年）
- ・その他：昭和58年度から平成25年度までの区画整理事業及び昭和46年度から平成30年度までの開発行為の資料

● 大規模盛土造成地に関するQ&A

Q1. この大規模盛土造成地マップに示されている「大規模盛土造成地」は危険ということですか？

A1. 大規模盛土造成地マップは、おおよその位置及び種類を示したものであり、マップに示されている位置が必ずしも危険というわけではありません。

Q2. 大規模盛土造成地と示されている区域において、土地の開発や建築の際に何か特別な手続きは必要ですか？

A2. 大規模盛土造成地が入っていても、特別な手続きは必要ありません。

Q3. 大規模盛土造成地マップを公表した目的は何ですか？

A3. 大規模盛土造成地マップの公表は、住民の皆様が大規模盛土造成地の存在に関心を持っていただくとともに、大規模な地震に備えて地域防災に対する意識を高めて、災害の防止や被害の軽減に役立てていただくことを目的としています。

● 宅地の耐震化に関する情報

宅地の耐震化や宅地災害に関する情報は、以下のホームページなどからも見ることができます。

- 国土交通省 宅地耐震化推進事業
<http://www.mlit.go.jp/crd/web/jigy/jigy.htm>
- 国土交通省 大規模盛土造成地の滑動崩落対策について
http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000004.html
- 国土交通省 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説について
http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000015.html
- 国土交通省 宅地耐震化の取組に関するパンフレット
<http://www.mlit.go.jp/crd/web/topic/topic.htm>
- 国土交通省 わが家の宅地安全マニュアル
<http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

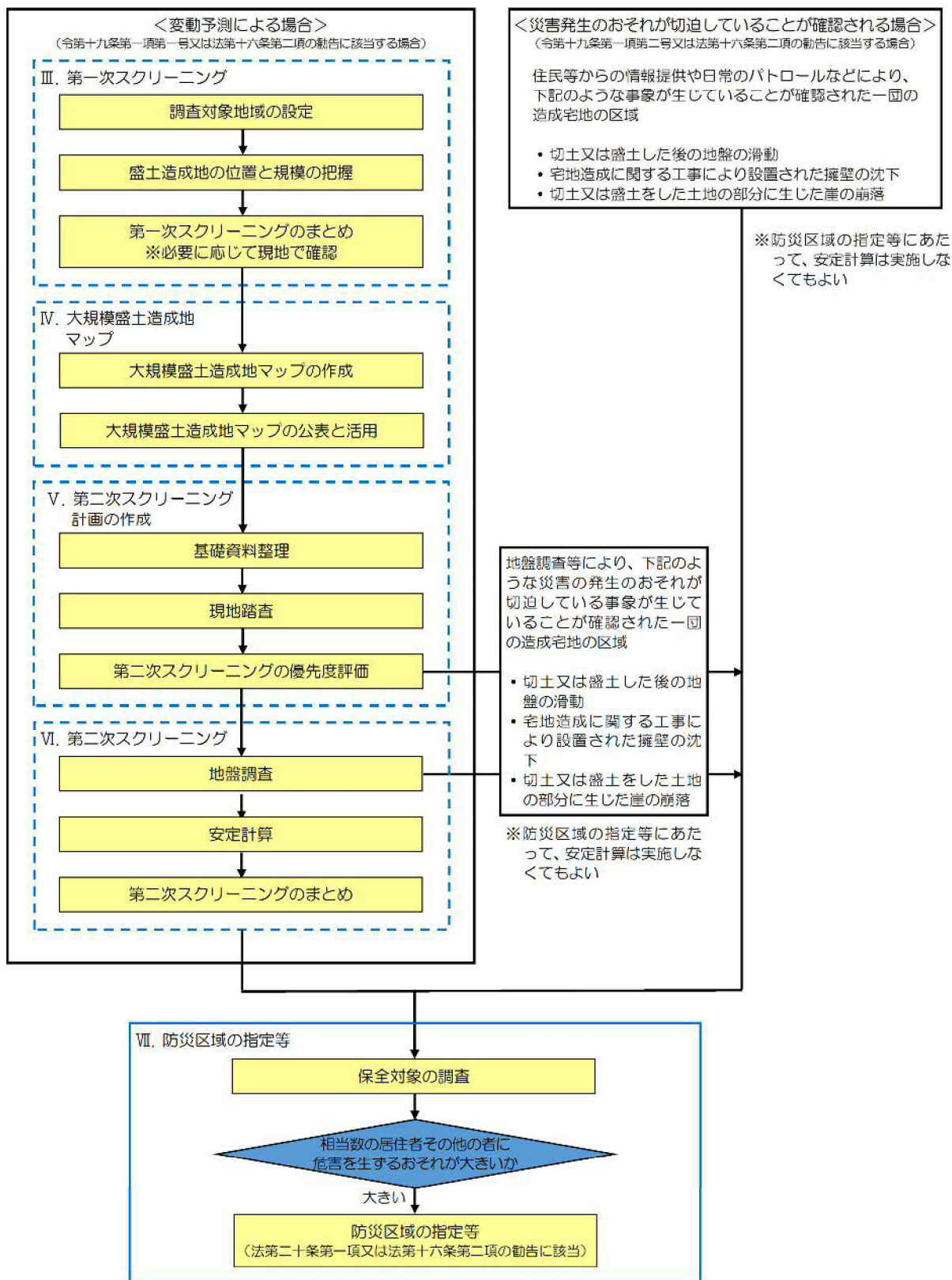


図 II. 1 大規模盛土造成地の変動予測調査等の流れ

出典：大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説

我孫子市社会資本総合整備計画事後評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「国要綱」という。）第8第1項の規定により市が作成した社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）について、国要綱第10第1項の規定により当該整備計画期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

(評価の実施時期)

第2条 事後評価の実施時期は、整備計画期間の終了後又は整備計画期間の最終年度中とする。

(評価事項)

第3条 事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業（国要綱第3第3号に規定する要素事業をいう。以下同じ。）の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 評価指標の最終目標値の実現状況
- (4) 今後の方針

(意見の聴取)

第4条 市長は、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するため、事後評価の案について、我孫子市パブリックコメント手続実施要綱（平成18年告示第22号）に基づき、パブリックコメントを実施し、市民から意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定によるほか、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関又は学識経験者等の第三者の意見を聴くことができる。

3 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の事後評価手法について、別に定めがある場合は、前2項の規定は適用しない。

(今後の方針の決定)

第5条 市長は、今後の方針を決定するに当たっては、前条の規定により提出され、又は聴取した意見を可能な限り考慮するものとする。

(公表)

第6条 市長は、市ホームページ等を活用し、事後評価の結果を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。